

市第51号議案

横浜市がん撲滅対策推進条例の一部改正

横浜市がん撲滅対策推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市がん撲滅対策推進条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市がん撲滅対策推進条例（平成26年6月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第25条」を「第25条の2」に、「を管理する者」を「の管理権原者その他の関係者」に改める。

第2条 横浜市がん撲滅対策推進条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第25条の2」を「第26条」に、「施設の」を「施設及び旅客運送事業自動車等の」に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

提 案 理 由

健康増進法の一部改正に伴い、受動喫煙の防止の推進に関する規定の整備を図るため、横浜市がん撲滅対策推進条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市がん撲滅対策推進条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

第 1 条 関係

（がんの予防の推進）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 市は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条の 2に規定する施設の管理権原者その他の関係者又は神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成 21 年神奈川県条例第 27 号）第 2 条第 4 号に掲げる施設管理者と連携し、受動喫煙の防止の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（第 3 項省略）

第 2 条 関係

（がんの予防の推進）

第 6 条 （第 1 項省略）

- 2 市は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条に規定する施設及び旅客運送事業自動車等の施設の管理権原者その他の関係者又は神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成 21 年神奈川県条例第 27 号）第 2 条第 4 号に掲げる施設管理者と連携し、受動喫煙の防止の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（第 3 項省略）